

第2回放課後子ども教室推進表彰教室について

●表彰要件

「放課後子ども教室推進事業」の国庫補助金を受けている放課後子ども教室のうち、優れた取組を行っており、他の模範と認められる放課後子ども教室であり、平成20年度において200日以上実施、平成21年度において200日以上の実施を予定していること。ただし、特段の理由がある場合は、開催日数が200日未満の場合でも推薦できるものとする。

●表彰教室について

区分	自治体数	表彰教室数
都道府県(47)	42	48
政令市(18)	6	17
中核市(41)	6	6
合計	54	71

※平均教室回数(H20・H21平均) 216.6日

※表彰教室が2教室以上ある自治体

東京都 7教室(該当教室数 308教室)
横浜市 2教室(該当教室数 349教室)
名古屋市 6教室(該当教室数 253教室)
大阪市 6教室(該当教室数 298教室)

●表彰式について

平成21年11月24日(火)の放課後子ども教室全国研究大会冒頭で実施。

於：文部科学省講堂



放課後子ども教室について

●実施体制

都道府県（指定都市・中核市）

●推進委員会の設置

【放課後対策の総合的な在り方を検討】

事業の実施方針、安全管理方策、広報活動方策、事業実施後の検証・評価など

委員構成

行政・学校・社会教育・児童福祉関係者、学識経験者など



●コーディネーター・安全管理委員等研修の実施

市 町 村

●運営委員会の設置

【活動内容や運営方法などを検討】

事業計画の策定、活動プログラムの企画、人材確保方策、広報活動方策、安全管理方策、事業実施後の検証・評価など

委員構成

行政・学校・社会教育・児童福祉関係者、PTA、事業関係者など



●コーディネーターの配置

●安全管理委員等研修の実施

コーディネーター

学校や関係機関との連絡調整、人材確保、人員配置、活動プログラムの作成、保護者を含めた地域住民への参加の呼びかけなどを行う総合的な調整役

人 材

生涯学習インストラクターや民生委員・児童委員など



●事業目的

すべての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

放課後子ども教室

●地域の実情に応じて、学習・体験・交流・遊びなど様々な取組ができます。

学習アドバイザー

子どもたちの学習をサポートする

人材

- 教職を目指す大学生
- 退職教員
- 社会教育団体関係者
- 民間教育事業関係者
- 地域住民など



安全管理員

子どもたちの安全管理を図る

人材

- 子どもたちの健全育成に情熱を持つ地域の方など



活動内容

学び

予習や復習、補習などの学習活動



体験

スポーツや文化芸術活動などの体験活動



交流

地域の大人や異年齢の子どもとの交流活動



遊び

剣玉やお年玉などの昔遊びや様々な遊び

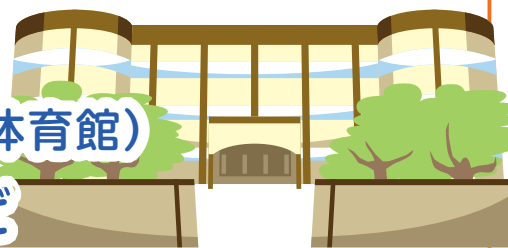


実施場所

学校

(余裕教室や図書館、体育館)

公民館など



運営にあたり

●事業費負担割合

■ 都道府県・市町村

補助対象経費		
国 1/3	都道府県 1/3	市町村 1/3

■ 指定都市・中核市

補助対象経費	
国 1/3	指定都市・中核市 2/3

●指導者の謝金

1人1時間あたりの謝金について、コーディネーター1,480円、学習アドバイザー1,480円、安全管理員1,330円までを補助の対象としています。

市町村の負担で上限額を超える謝金の設定をすることもできます。

●人員配置

安全管理員など、人員の配置については各教室の実情に応じて必要な人数の配置ができ、それら全てが補助の対象となります。

●開設日数

年間を通じての開設が理想ですが、何日以上開催しなければならないという制限はありません。

●備品

新規に教室を開設するにあたり、当該年度に限り、机やロッカーなど必要な備品を補助対象経費として整備することができます。

●補助の対象とならない経費

子どもたちのおやつ等の飲食物代、実費相当の保険料・材料代、また運営委員会開催等にかかる飲食費（地方公共団体が認める会議費以外のもの）及び交際費は補助の対象外となります。

着実に増えています「放課後子ども教室」

平成21年度は、平成19年度から約2,500箇所増える予定で、着実に事業が浸透してきております。

平成 19年度	6,201箇所 (851市町村)
平成 20年度	7,919箇所 (1,015市町村)
平成 21年度	8,719箇所 (1,065市町村)



推進委員会・運営委員会の設置を

教室運営は、地域や学校教育関係者の協力が不可欠です。事業を円滑かつ効果的に進めるためにも、委員会の設置と定期的な開催をお願いします。また、単独で委員会を設置できない場合は、既存の委員会を充てることもできます。

なお、翌年度に教室を開催するにあたって、先に委員会を設置し円滑な事業の実施などを検討する場合も補助対象となります。

放課後子ども教室推進表彰要項

平成20年11月11日
生涯学習政策局長決定

1. 趣旨

文部科学省「放課後子ども教室推進事業」の国庫補助金を受けている放課後子ども教室のうち、優れた取組を行っており、他の模範と認められる放課後子ども教室に対し、その功績をたたえ、文部科学省生涯学習政策局長が表彰する。

2. 被表彰放課後子ども教室の対象

表彰の対象は、次の(1)及び(2)に該当する放課後子ども教室とする。

- (1) 文部科学省「放課後子ども教室推進事業」の国庫補助金を受けていること。
- (2) 前年度において200日以上実施しており、今年度についても200日以上の実施を計画していること。ただし、特に取組が優れている等特段の理由がある放課後子ども教室については、各年度の実施日数が200日未満の場合でも、理由を添えて対象とすることができるものとする。

3. 推薦の方法

- (1) 文部科学省における推薦依頼
文部科学省は、上記2を満たす放課後子ども教室のうち、都道府県、指定都市、中核市(以下、「都道府県等」という。)が表彰するに相応しいと判断する放課後子ども教室について、都道府県等に対し推薦の依頼を行うものとする。
- (2) 都道府県等における推薦方法
都道府県等は、上記2に該当し、他の模範と認められる放課後子ども教室について、別紙推薦書を文部科学省に提出するものとする。(なお、推薦がない場合は提出する必要はない。)

推薦教室数については、1都道府県等あたり1教室とし、都道府県については、都道府県が直接実施する放課後子ども教室及び都道府県から補助金を受けている域内の市区町村の放課後子ども教室を合わせて1教室とする。なお、上記2に該当する放課後子ども教室(2(2)のただし書きの放課後子ども教室、当該表彰状の交付を受けた放課後子ども教室は除く)の数が50教室を超える場合は、以下の表に従い、推薦教室数を追加できるものとする。

追加推薦教室数	0	1	2	3	4	5
該当教室数	1～50	51～100	101～150	151～200	201～250	251～300

※該当教室数301以上についても、該当教室数50につき、推薦教室数1を同様に追加できるものとする。

4. 被表彰放課後子ども教室の決定

上記3(2)により推薦された放課後子ども教室について、文部科学省で確認の上、生涯学習政策局長が決定するものとする。

5. 交付歴について

当該表彰状の交付は1放課後子ども教室あたり1回限りとする。
(他の表彰等の受賞歴は問わない。)

6. 表彰状交付の方法

別紙様式(略)による表彰状を交付する。なお、表彰状交付式の日程等については、別途連絡する。
(交付式への出席にかかる交通費等については自費とする。)

7. 本表彰にかかる事務

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課において処理するものとする。